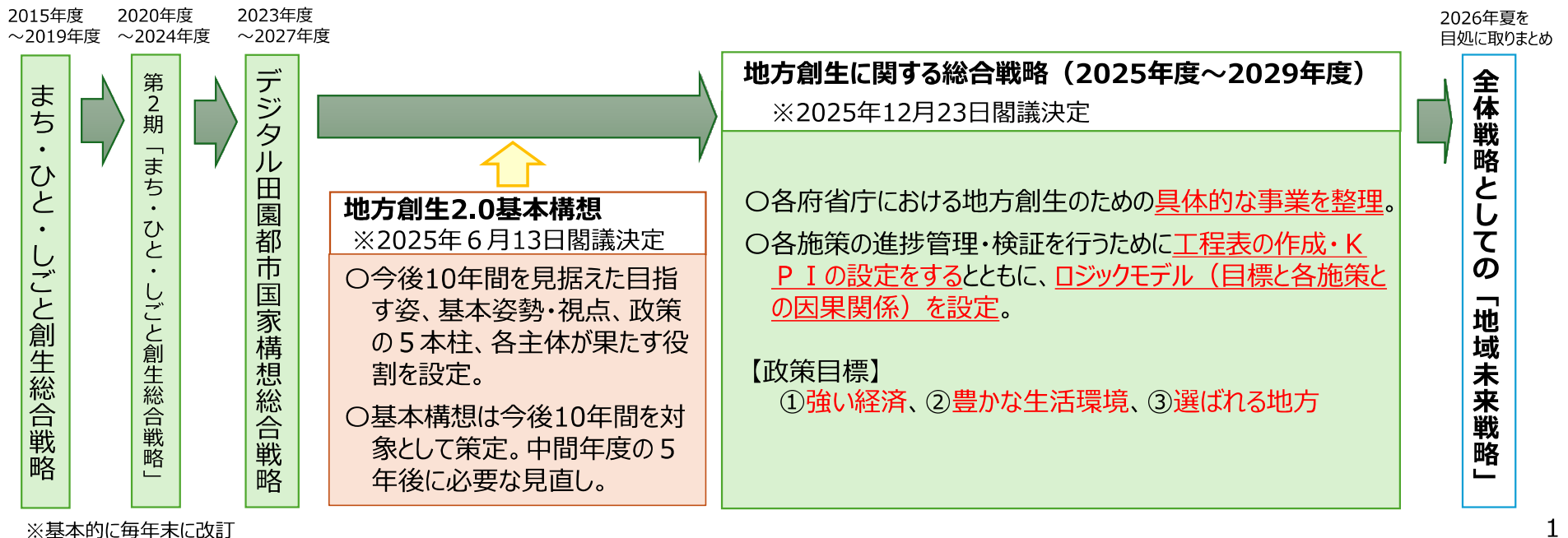


「地方創生に関する総合戦略」の概要について

内閣官房 地域未来戦略本部事務局

地方創生の取組について

- 2014年に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めてきた。
- 2025年6月には、「**地方創生2.0基本構想**」が閣議決定され、今後10年間を見据えた地方創生の方向性が定められた。
- 上記を踏まえ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「**地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～**」（2025年12月23日閣議決定）を策定。
 - ※まち・ひと・しごと創生法では、まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向並びに政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（閣議決定）することとされており、2014年以降、総合戦略を累次策定している。（基本的に毎年末に改訂）
- 本総合戦略で整理された施策を基盤に、「**強い経済**」の実現に力点を置いた全体戦略としての「**地域未来戦略**」を**2026年夏を目処**に取りまとめる。施策を追加することで、大きく3つのタイプのクラスターを推進。



地方創生2.0基本構想（概要）（令和7年6月13日閣議決定）

【地方創生をめぐる現状認識】

<h3>人口・東京一極集中の状況</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・地方から都市圏、特に東京圏への転入超過の継続 ・東京圏への転入超過数の大半は若年層。進学や就職を契機に東京圏に転入する傾向。 ・性別ごとに見ると、男性に比べ、一度東京圏に転入した女性は、地方に戻らない傾向。 	<h3>地域経済の状況</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国経済において、地方部のGDPが半分程度を占めており、地方部の経済成長が重要。 ・業種ごとの労働生産性は、ほとんどの産業で都市圏の方が高く、地方部では労働生産性の低い労働集約的なサービス業の比率が高くなっている。
<h3>地方創生をめぐる社会情勢の変化</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○厳しさ <ul style="list-style-type: none"> ・地方の人手不足の一層の進行 ・若者や女性の地方離れ など ○追い風 <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドの増加 ・リモートワークの普及 ・AI・デジタルなどの急速な進化・発展 など 	<h3>これまでの地方創生10年の成果と反省</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○成果 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少問題への対処開始、地方移住への関心の高まり など ○反省 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少を受け止めた上での対応、若者や女性の流出要因へのリーチ、国と地方の役割の検討（人手不足と東京への集中）、地域のステークホルダーが一体となった取組の不足 など

【地方創生2.0の起動】

目指す姿 = 「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

①「強い」経済	②「豊かな」生活環境	③「新しい日本・楽しい日本」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込み、強い地方経済を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいを持って働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、地方に新たな魅力と活力を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者や女性にも選ばれる地方、誰もが安心して暮らし続けられ、一人一人が幸せを実感できる地方を創出

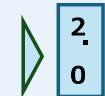
地方創生2.0の基本姿勢・視点



令和の日本列島改造

○人口減少への認識の変化

1. 人口減少に歯止めをかけるための取組に注力



2. 0

人口減少が続く事態を正面から受け止め、社会・経済が機能する適応策も講じる。住民の基本的な生活の維持、経済成長、公共サービス維持やインフラ整備、まちづくりなどで、民の力を最大限活かすべく、官民連携をさらに推進。

○若者や女性にも選ばれる地域

1. 安定的な雇用創出や子育て支援等を推進したが、流出が継続



2. 0

地域社会のアンコンシャス・バイアス等の意識変革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地方に残りたい、東京圏から地方に戻りたい／行きたいと思える地域をつくる。

○人口減少が進行する中でも「稼げる」地方 ～新結合による高付加価値型の地方経済（地方イノベーション創生構想）～

1. 企業誘致や産業活性化等を目指したが、連携や支援不足で伸び悩み（工場のアジア移転等）

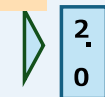


2. 0

多様な食や伝統産業、自然環境や文化芸術の豊かさといったそれぞれの地域のポテンシャルを活かして高付加価値化するとともに、地域産品の海外展開などにより、自立的な地方経済を構築する。

○AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

1. ICT活用やブロードバンド整備を目指したが、限定的



2. 0

AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、地方経済と生活環境の創生を実現する。GX・DXによって創出・成長する新たな産業の集積に向けたワット・ビット連携などによるインフラ整備を進める。

○都市と地方が互いに支え合い、人材の好循環の創出

1. 移住支援などで都市から地方への人の流れを目指したが、道半ば



2. 0

関係人口を活かし、都市と地方の間で人・モノ・技術の交流・循環・新たな結び付き、分野を越えた連携・協働の流れをつくる。

○地方創生の好事例の普遍化と、広域での展開を促進

1. 市町村で様々な取組が実施されたが面的な広がりに向けた



2. 0

産官学金労言士等による主体的な取組と、全国津々浦々で地方創生が進むよう、好事例の普遍化と広域での展開を促進（例：「広域リージョン連携」）。

各主体が果たす役割

（１）国の役割

- ① 人材支援・人材育成
- ② 情報支援・デジタルツールの整備
- ③ 規制・制度改革
- ④ 財政、金融による支援等
- ⑤ 広報周知活動と国民的な機運の向上

（２）地方公共団体の役割

- 市町村の役割：地方創生を現場で中心的に担う主体として、関係者を巻き込んで取組を推進する等
- 都道府県の役割：市町村間の調整や補完、市町村の状況の可視化、国との連携等

（３）地域の多様なステークホルダーの役割

- 産官学金等が相互に連携し、それぞれの人材、資金、ノウハウ等を活かして地方創生に貢献。
- 都市部にある企業・教育機関等も、地方に目を向け、それぞれの強みを活かした地域貢献等を行う。

地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（概要）

（令和7年12月23日閣議決定）

1. 「地方創生に関する総合戦略」について

○「まち・ひと・しごと創生法」において、同法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たっては、検証に資するよう総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定することとされている。

○「地方創生に関する総合戦略」では、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめるに当たり、各府省庁における地方創生のための具体的な事業を整理するとともに、各施策の進捗管理・検証を行うために工程表を作成するとともにK P Iを設定。これにより、総合戦略全体の実効性を高める。

政策目標：①強い経済、②豊かな生活環境、③選ばれる地方

政策目標① 強い経済

< K P I >

東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率：東京圏以上（2029年）



<地域における高付加価値型産業創出>

- ・多様な地域資源をいかしたインバウンドの促進
- ・ワット・ビット連携の推進
- ・産学官連携によるオープンイノベーションの推進

等

<地域の人材力強化>

- ・デジタル人材の育成
- ・リスキリング支援

等

政策目標② 豊かな生活環境

< K P I >

生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合：向上（2029年）



<持続可能な生活インフラの実現>

- ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
- ・新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- ・地域暮らしサービス拠点の形成

等

<地域の暮らしの満足感向上>

- ・地域医療提供体制の維持・確保
- ・日本版CCRCの展開
- ・スマートシティの推進

等

政策目標③ 選ばれる地方

< K P I >

東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合：向上（2029年）



<魅力が感じられる地方の実現>

- ・地域の働き方・職場改革の推進
- ・女性の起業支援
- ・地方大学・地域産業創生交付金
- ・ふるさと住民登録制度
- ・地方創生移住支援事業

等

地方版総合戦略の改訂について

令和8年1月

内閣官房地域未来戦略本部事務局

地方版総合戦略の位置づけ（まち・ひと・しごと創生法の概要）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

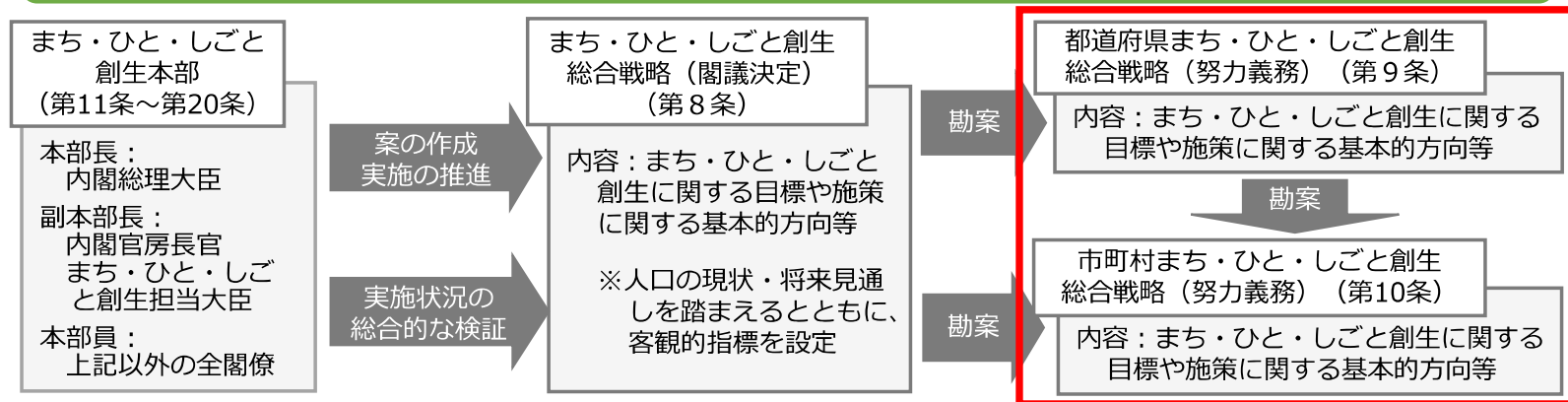
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生に関する総合戦略の勘案について

【閣副第917号・府地創第416号】「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～

を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について」(令和7年12月23日付け通知)

本日、2025年度を初年度とする5か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(以下「本総合戦略」という。)が閣議決定されました。

本総合戦略は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものです。

国としては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、**「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である「地域未来戦略」を来年夏を目途に取りまとめることとしています。**

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、各地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じて、地方版総合戦略についての検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」に留意すべき事項を記載していますので、参考にしていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。